

ストック・オプションに関する税効果会計

山下克之

For non-qualified stock options, from fiscal year FY 2007, deferred-tax accounting has been applied in Japan. Nevertheless, there are uncertain elements in terms of stock option rights vesting and rights execution, and difficulties have arisen in determining the recoverability of Deferred Tax Assets.

Also, in regards to so called "JPY 1 stock options" whose execution price is JYP 1, in the case where distribution for stock is made, despite the fact that no economically substantive difference is thereby engendered, deferred-tax accounting is applied; the expensing is deferred, and thus there is a possibility of loss of consistency of profit information. On this basis, statement is made herewith of a need for revision of applications of deferred-tax accounting.

I. はじめに

日本において法律上、ストック・オプション制度がはじめて導入されたのは、平成7年(1995年)11月の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下新規事業法)改正である。その後、平成16年度(2004年度)までの日本の公開企業における導入企業数は1,451社であり、おおよそ3分の1の公開企業において導入されており、のべ件数は3,665件である(三浦,長山,野間,伊藤,千葉 2006, p.4-5)¹⁾。平成8年度(1996年度)ではわずかに28社における導入であったものが8年後には1,451社となり(三浦,長山,野間,伊藤,千葉 2006, p.4),導入企業は拡大している²⁾。

わが国の会計基準上は、平成17年(2005年)12月企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準(以下会計基準8号)」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(以下適用指針11号)」が公表され、原則、公正な評価額による費用計上が義務付けられ、

会社法の施行日である平成18年(2006年)5月1日より適用されている³⁾。税務上は平成18年度(2006年度)の税制改正により、役務の提供に対して税制非適格ストック・オプションを付与した会社において、給与等課税事由が生じた日すなわちストック・オプションの権利行使日において税務上損金算入ができるようになった(改正法人税法第54条の1)⁴⁾。

これらの法人税法や会計基準により、税制非適格ストック・オプションにおいては、税務上の損金算入と会計処理上の費用計上時期に相違が生じることになり、平成19年(2007年)3月に日本公認会計士協会によって「税効果会計に関するQ&A(以下Q&A)」が改正⁵⁾され、平成19年(2007年)3月期の決算期より税制非適格ストック・オプションにおいて税効果会計が適用されることになった。

本稿においては、ストック・オプションの権利確定、権利行使において不確定な要素があることで繰延税金資産の回収可能性の判断の困難さが生じていることを指摘し、ストック・オプションに対する税効果会計の適用の

見直しの必要性を述べる。さらに、権利行使価額を 1 円とするストック・オプションについては、会社側において株式交付をした場合と経済的実態に差異が生じないにも拘わらず、税効果会計が適用され、費用計上の繰延がされることとなり、利益情報に整合性が消失する可能性を指摘する。これらに基づき、導入が急増しているストック・オプションに対する税効果会計の適用の見直しについて述べる。

II. スtock・オプションの税効果会計に関連する法人税制および会計基準

1. 平成18年度(2006年度)法人税制改正

平成18年度(2006年度)法人税制改正により、「新株予約権を対価とする費用等」⁶⁾が創設され役務の提供に対して付与された税制非適格ストック・オプションは付与した会社において損金算入できるようになった。損金算入ができる時期は、個人においてその役務の提供につき、その個人の給与所得等の所得の金額を生ずべき事由(給与等課税事由)が生じた日(法人税法第54条の1)⁷⁾である。すなわち権利行使日である。損金算入できる金額は、ストック・オプションの発行時の価額に相当する金額(法人税法施行令第111条の2③)であり、会計上の費用計上額と一致することとなる⁸⁾。ストック・オプションの税務上の処理の詳細について述べる前に、損金算入額が一致することになる会計上の費用計上の処理の概要について以下記述をする。

2. 会計上の費用計上

平成17年(2005年)12月会計基準8号及び適用指針11号が公表され、原則、公正な評価額による費用計上が義務付けられ、会社法の施行日である平成18年(2006年)5月1日よ

り適用されている。会計基準8号における「適用」の定義に拠れば、税制適格のストック・オプションであるか否かは適用の範囲の基準とはされておらず⁹⁾、税制適格・非適格のストック・オプションともに同基準の適用範囲となる。この基準にもとづくストック・オプションの会計上の主な処理は以下のとおりとなる。

- (1) 付与日における公正な評価単価¹⁰⁾とストック・オプション数により、公正な評価額を算定する。ストック・オプション数は、権利不確定による失効の見積数を控除し、確定日には権利確定数と一致させる。そして、公正な評価額を、ストック・オプションと対価関係にあるサービスの提供期間である対象勤務期間(付与日から権利確定日までの期間)¹¹⁾、借方に費用を計上する。貸方は、付与日以降権利の行使または権利確定後の失効までの間、純資産の部に新株予約権として計上する(会計基準8号4-7項、適用指針11号17項)¹²⁾。
- (2) 権利確定後、権利行使され新株発行がされた場合は、付与後、新株予約権として計上した額を払込資本に振り替える(会計基準8号8項)。
- (3) 権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する(会計基準8号9項)¹³⁾。

3. 税務上の損金算入

ストック・オプションの会計上の費用計上時、申告調整において該当する金額を損金不算入とする。権利行使時における申告調整では、税制非適格と税制適格とは別の処理となり、税制非適格は費用計上時に損金不算入とした金額を認容する。税制適格は、税制非適

格と同様に費用計上時に損金不算入とした金額を認容すると同時に同額を新たに損金不算入とする。結果として、税制適格においては、損金算入がされないことになる¹⁴⁾。概要は以下のとおりである。

(1) スtock・オプションの付与時

役務の提供に係る費用の額は、その新株予約権の発行の時の価額に相当する金額とされており（法人税法施行令第111条の2③）、会計上の付与日のストック・オプションの公正な評価単価と付与したストック・オプション数に基づいて算出された額を、付与時の申告調整では「別表5(1)利益積立金額の計算に関する明細書」において、前払費用および新株予約権を当期の増として処理する。

(2) 役務提供時

会計上費用計上された金額を「別表4所得の金額の計算に関する明細書」において役員給与等の損金不算入として、加算・留保の処理をする。そして、同額を「別表5利益積立金額の計算に関する明細書」において、付与時において当期の増として処理した新株予約権より、当期の減として処理をする。なお、会計上、費用計上される各期間において同様の処理を行う。

(3) 権利行使時

税制非適格ストック・オプションと税制適格ストック・オプションは、法人税上の処理が一部違ったものとなる。両ストック・オプションに共通する税務上の処理として、役務提供時において役員給与等の損金不算入として加算・留保の処理してきた累計額を「別表4所得の金額の計算に関する明細書」において役員給与等の認容として、減算・留保する。そして、同額を「別表5利

益積立金額の計算に関する明細書」において、付与時の前払費用を当期の減として処理する。この処理に拠り、ストック・オプションは税務上損金処理がなされることになる。税制適格ストック・オプションの場合は、更に、前述の役員給与等の認容として減算・留保した額と同額を「別表4所得の金額の計算に関する明細書」において、役員給与等の損金不算入として加算・流出の処理を行う。結果、税制適格のストック・オプションにおいては損金算入処理がなされず、税制適格のストック・オプションは損金算入処理がなされることになる。

(4) 権利確定前失効時

付与時に「別表5(1)利益積立金額の計算に関する明細書」において、前払費用および新株予約権を当期の増として処理したものを、前払費用および新株予約権を当期の減として戻し処理をする。なお、前述の4(1)②のとおり会計上は、権利確定日までの会計期間における費用計上額算定におけるストック・オプション数は、権利不確定による失効の見積もり数を控除する（会計基準8号7項(1)）としており、権利確定前の失効の反映は、費用計上に伴う会計処理において処理されることになる。

(5) 権利確定後失効時

役務提供時において役員給与等の損金不算入として加算・留保の処理してきた累計額を「別表4所得の金額の計算に関する明細書」において新株予約権消滅益の益金不算入として、減算・留保する。そして、同額を「別表5利益積立金額の計算に関する明細書」において、付与時の前払費用を当期の減として処理する。なお、前述のとおり会計上は、権利確定後、権利不行使による

失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する（会計基準 8 号 9 項）。会計上は付与時以降の役務提供時においてストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間である対象勤務期間（付与日から権利確定日までの期間）において費用計上をしているが、同期間、税務上は、役員給与等の損金不算入とし加算・留保をし、損金不算入となっているので、権利不行使に伴い会計上において利益計上される額は、税務上においては益金不算入となる。

Ⅲ. スtock・オプションにおける税効果会計の基準

1. 日本における税効果会計基準

平成 9 年（1997 年）の企業会計審議会の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の公表に拠り、従来、日本において任意適用であった税効果会計が原則適用されることになった。同年改訂された「連結財務諸表原則（以下連結原則）」および平成 10 年（1998 年）の「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書（以下税効果意見書）」においては、一時差異に係る税金の額の期間配分、一時差異の定義、繰延税金資産または負債の計上、繰延税金資産の資産性、または負債の負債性が定められた（中田 1999, p.29-30, 新日本監査法人 2002, p.16）¹⁵⁾。

税効果意見書における「税効果に係る会計基準注解（以下注解）」では「繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる」と認められる範囲内で計上するも

のとし、その範囲を超える額については控除しなければならない」（注解 5）とされている。そして、繰延税金資産の回収可能性については、平成 10 年（1998 年）に日本公認会計士協会より「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（以下実務指針）」が公表されており、同指針 21 項において、回収可能性の判断要件として、(1)収益力に基づく課税所得の十分性(2)タックスプランニングの存在(3)将来加算一時差異の十分性が挙げられている。また、企業会計審議会より公表されている平成 9 年（1997 年）改訂の「連結原則」において「繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない（第四の七の 3 注解 16 の 1）」とされている。平成 11 年（1999 年）には「監査委員会報告第 66 号繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（以下報告 66 号）」が公表され、繰延税金資産の回収可能性の判断に関し留意すべき事項が示された¹⁶⁾。

回収可能性の判断要件のひとつである「スケジュールリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針」（報告第 66 号 4-2）においては「一時差異について、期末に、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、税務上損金（略）の要件を充足することが見込めない場合には、当該一時差異は、税務上の損金（略）算入時期が明確でないため、スケジュールリングが不能な一時差異となる」として、繰延税金資産の計上ができないものとされている。ただし、「過去の損金算入実績に将来の合理的な予測を加味した方法等により、合理的にスケジュー

リングが行われている限り、スケジュールリング不能な一時差異と取り扱わない」(報告第66号4-2)としている。

2. スtock・オプションに関する税効果会計

平成17年(2005年)12月に公表された、会計基準8号及び適用指針11号においては、ストック・オプションの税効果会計基準に関する規定および記述はない。その後、平成19年(2007年)3月日本公認会計士協会より「Q&A」¹⁷⁾が公表され、平成18年度(2006年度)法人税制改正による「新株予約権を対価とする費用等」の創設が反映され、税制非適格ストック・オプションについて、従業員等の個人が給与所得者等として課税されるときは、給与等課税事由が生じた日に法人は、当該役務提供に係る費用の額が損金に算入され、付与時において将来減算差異に該当し、税効果会計の対象となるとされた。税制適格は、法人税制上損金算入がされず、将来減算一時差異が発生せず、税効果会計の対象とはされなかった(日本公認会計協会 2007, I. Q2(2))。適用時期については、平成19年(2007年)3月29日以後、終了する会計年度からの適用となった。しかしながら、「Q&A」において、ストック・オプションに関する税効果会計について、具体的な会計処理等が例示されていない。

3. 米国会計基準におけるストック・オプションの税効果会計

米国においてストック・オプションは非適格ストック・オプション(non-qualified stock options (NQSOS))と奨励型ストック・オプション(incentive stock options (ISOs))とに分けられる。ISOsにおいては、被付与者は行使時の課税が免除され、権利行使により取得した株式を売却したときにキャ

ピタル・ゲイン課税がなされ、NQSOSにおいては、被付与者は行使時に課税がなされ、付与者である法人は税務上損金算入ができる(Kieso, Weygandt, and Warfield 2004, p.804-805)。1992年2月、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board (以下FASB))よりStatement of Financial Accounting Standards No.109 Accounting for Income Taxes (以下FASB109))が公表され、ストック・オプションを含む株式による従業員報酬制度について、税務上、損金算入ができる金額は法人所得税規則において明らかにされていることが述べられており、損金算入できる金額は、ストック・オプションの行使時におけるいわゆる本源的部分である(FASB123 R, par.58; FASB109, par.143; Internal Revenue Code Section 421-423, 83)。

会計上は、FASBより2004年12月に公表されたNo.123R Accounting for Stock-Based Compensationに基づき、付与時に公正価値評価がされ権利確定までの役務提供期間にわたり費用計上される(FASB123R, pars.7, 16)。したがって、会計上は、公正価値評価によって費用計上はなされ、税務上と評価時期および評価方法が異なることで、会計上の費用計上額と税務上の損金算入額が相違することになる。なお、非公開会社においては、会計上、期末時ごとに再測定をする本源的価値評価による費用計上も選択することができる(FASB123R, par.25)とされており、本源的価値による評価という点においては税務上と同じであるが、評価時期が会計上と税務上で相違するため、非公開会社においても会計上の費用計上額と税務上の損金算入額が相違することになる。

FASB109に拠り、将来の損金算入額をもたらず株式に基づく報酬に関して認識した報酬コストの累積額は、減算一時的差異と考えなければならないとされている (FASB123R, par.59)。そして、同109は、繰延税金資産が実現しない可能性が高い場合には、評価性引当金によって減額をすることを規定している (FASB123R, par.61)。税金控除の金額が会計上費用計上された合計額を上回る場合、超過控除に対する税効果は追加払込資本として認識をし (FASB123R, par.62)、税金控除額が会計上費用計上された合計額を下回る場合、費用計上をする。ただし、これまで株式報酬取引に関する追加払込資本が残高としてある場合は、追加払込資本より控除する (FASB123R, par.63) とされている。

4. 国際財務報告基準におけるストック・オプションの税効果会計

2004年2月に、国際会計基準審議会より国際財務報告基準書 (IFRS) 第2号「株式報酬」 (以下IFRS2) が公表され、2005年1月より適用がされている。IFRS2においては、一般的なストック・オプションにおいては、公開会社、非公開会社ともに付与時に公正価値評価がされ、権利確定までの役務提供期間にわたり費用計上をすることが義務付けられている。

株式報酬取引から生じる費用が損金算入できるか、会計上の費用と税務上の損金額が同じとなるか、費用計上時期と損金算入時期が同じ時期に発生するかどうかは、国によって異なることとなる (IASB2004, par.BC311)。会計上の費用計上時期と税務上の損金算入時期が相違する場合は、将来減算一時差異もしくは将来加算一時差異が発生することとなり、その場合は、IAS12号に基づき、繰延税金資

産もしくは繰延税金負債を計上することになるとされている (IASB2004, pars.BC313-314)。会計上の価値評価方法と税務上の価値評価方法や会計上の測定日と税務上の測定日が相違する場合損金算入額と会計上の費用計上額が相違することになる。税金控除の金額が会計上費用計上された合計額を上回る場合、超過控除に対する税効果は資本に直接計上すべきとしている (IASB2004, par.BC326)。これは米国の基準と同様である。一方、税金控除額が会計上費用計上された合計額を下回る場合費用計上し、当期の損益として認識をする (IASB2004, par.BC326)。これは、株式報酬取引に関する追加払込資本が残高としてある場合、追加資本より控除することを認めた米国会計基準と相違する。税務上の損金と会計上の費用額の相違にともなう税効果会計の処理について、相違が発生する理由 (会計上と税務上の費用の測定日の相違や費用の評価方法の相違) に係らず適用されるべきとしている。しかしながら、様々な国々における税務を考慮した上での税効果会計の適用はあまりにも複雑としている (IASB2004, par.BC328)。

IV. 問題点

前述のとおり日本においても平成19年 (2007年) 3月日本公認会計士協会より「Q&A」が公表され、税制非適格ストック・オプションに係る費用について、将来減算一時差異に該当し税効果会計の対象となることになり、平成19年度 (2007年) 3月期以降、適用されることになった。しかしながら、ストック・オプションに対する税効果会計の適用において、詳細な実務指針等は公表されておら

ず、会計処理や繰延税金資産等の扱いについても明示がされていない。したがって、税制非適格ストック・オプションに関する税効果会計については、「Q&A」のほかに前述の「注解」、「実務指針」、「報告第66号」、「連結原則」等に基づくことになるが、税制非適格ストック・オプションを税効果会計の対象とするには以下の問題点があると考えられる。

1. 権利確定前後のストック・オプションー 将来の不確定要素による税効果会計の適用除外

平成14年度（2002年度）の法人税制改正では、退職給与引当金制度が廃止され、「基本的に従業員の退職時に損金算入すること（齋藤2003, p.34）」になり、会計上と「長期的にわたって解消しない一時差異（齋藤2003, p.36）」が生じ、退職給付に関して税効果会計が適用されることになった。齋藤（2003, p.35-37）は、退職給付に関する長期的差異に係る繰延税金資産に関し、将来の予測税率や将来の課税所得の要素を挙げ「将来の予測要素により大きく影響を受ける性質を持つことになる」と指摘し、会計上の退職給付債務の計算において予測要素が大きく介入することを挙げ、将来の税金支払い額を減少させるか否かの判断は極めて困難であると回収可能性の問題を指摘している。

税効果会計の一時差異の配分方法には、全面的配分方法と部分的配分方法があり¹⁸⁾、日本の会計基準は「全面的配分方法によっている（新日本監査法人2002, p.14）」とされている。齋藤は退職給与など将来の予測要素が大きく介入することによる繰延税金資産の回収可能性の問題を取り除くためには、「税効果の認識から除外する部分的適用が望まれる（齋藤2003, p.37）」と提案をしている¹⁹⁾。

ストック・オプションに税効果会計を適用する場合も、退職給付に関する長期的差異に係る繰延税金資産に関する将来の予測税率や将来の課税所得の要素と同様に、権利確定、権利行使の時期の見込みにおいて将来の予測要素が必要である。「注解」に基づく「将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少」させることが繰延税金資産の条件である。将来、権利が確定し行使され、また、行使される時期を見込めると仮定すれば、会計上の費用計上額と税務上の損金算入額が同額になることによって、一時差異が解消され、また、損金算入が行われることで、課税所得が十分あれば課税所得が減少する。すなわち、権利確定、行使時期を見込めることでスケジュールリング不能な一時差異とはならず、そのとき課税所得が減少することを見込めれば繰延税金資産の回収の可能性がある²⁰⁾。しかしながら、権利確定、権利行使時期の予測は難しく、以下、それらの予測要素および回収可能性の判断の困難さを考察する。

(1) 権利確定前のストック・オプション

「Q&A」によれば、「税制非適格ストック・オプションについては、従業員等の個人が給与所得として課税されるときは、給与等課税事由が生じた日（権利行使日）に、法人において、当該役務提供に係る費用の額が損金に算入されますので（法人税法第54条の1）、ストック・オプションの付与時（傍点 - 筆者）において将来減算一時差異に該当し、税効果会計の対象となります」とある。

しかしながら、ストック・オプションと報酬関係にあるサービスの提供期間である対象勤務期間（付与日から権利確定日までの期間）における勤務条件等の権利確定日を判定する

条件が付されているストック・オプションの場合、付与時において権利は確定しておらず、したがって、付与時において、将来、ストック・オプションが権利確定するか否か定かでない。権利不確定による失効では、会計上の費用が見積もりの見直しとして処理され²¹⁾、権利確定がしていないストック・オプションの場合、付与時以降、決算期毎に見積もりの見直しが反映され、当該決算期までに提供されたサービスが費用計上される。費用計上の合計額は権利確定まで判明しないこととなる²²⁾。権利確定前のストック・オプションは、見積もりで費用計上されるものの、税務上では、ストック・オプション保有者に対する債務が確定しておらず²³⁾、権利行使により給与課税事由が生じた日に損金算入できるとされており、付与時において、将来、損金となるか判らない。

(2) 権利確定後のストック・オプション

権利が確定しているストック・オプションでも、権利行使期間に行使されるか否か不確定であり、どの年度に行使されるかも不確定である。権利確定後の権利不行使による失効では、会計上は新株予約権戻入益が計上され、税務上は権利行使がされないで給与等課税事由が生じず、損金算入がされず²⁴⁾、付与時において将来、損金となるか否か定まっていない。また、ストック・オプションの権利行使期間は、複数の年度にわたるものが多く、どの年度で権利行使するか否かは付与された従業員の意思により決まるものであり、また、行使にあたっては将来の株価という極めて不確定な要素の影響が想定される。

ストック・オプションの権利行使の見込みの判断基準は現行の会計基準では明示されていない。ストック・オプションの権利行使の

見込みの判断基準として、仮に、前述の国際財務報告基準と同じく本源的価値を基準に用いるとする²⁵⁾。ストック・オプションは経営・勤労のインセンティブであり付与時においては、権利行使価格が株価を上回っている状態すなわちアウト・オブ・ザ・マネーの状態が付与されるのが一般的である。アウト・オブ・ザ・マネーの状態の時は、イン・ザ・マネーの状態の時より、保有者が権利行使をする見込み、すなわち損金算入される可能性が低く繰延税金資産が回収される可能性は低く、イン・ザ・マネーの状態の時より繰延税金資産を計上するのは困難と考えるのが自然である²⁶⁾。それは付与時以後の期末時においても同様である²⁷⁾。しかしながら、仮にイン・ザ・マネーの状態にある場合でも、権利行使可能年度が複数年度にまたがることで、損金算入時期を確定することは困難である。

なお、多くのストック・オプションの権利行使期間がおおよそ6年度と複数年度にまたがっており²⁸⁾、損金算入年度を予測するのが難しく、さらに税効果会計が適用される期間に該当する付与から権利満期日までの期間は、多くのストック・オプションが平均5年を超えており、中には30年というものもある²⁹⁾。退職給付と同じく長期的な将来減算一時差異に該当するとは言えないものの³⁰⁾、将来の税金支払い額を減少させるか否かの判断は極めて困難であり回収可能性の判断に問題が生じると思われる。

(3) 将来の不確定要素による税効果会計の適用除外

前述のとおり「スケジューリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針」(報告第66号4-2)において「一時差異について、期末に、将来の一定の

事実の発生が見込めないこと（略）により、税務上損金（略）の要件を充足することが見込めない場合には、当該一時差異は、税務上の損金（略）算入時期が明確でないため、スケジュールリングが不能な一時差異となる」とされ、繰延税金資産の計上ができないものとされている。権利確定前や権利確定後で権利行使までのストック・オプションは、ストック・オプションの付与時の期末において、将来、権利確定し、いつ権利行使されるかどうかは不確かであり、「期末に、将来の一定の事実の発生が見込めないこと」（報告第66号4-2）と考えられ、税制適格ストック・オプションに関する一時差異にもとづき繰延税金資産を計上すべきではなく、税効果会計から除外すべきと考える。

2. 1円ストック・オプションが付与時に損金算入されないことに派生する問題

役員退職金制度の廃止に併せて、権利行使価額を1円とするストック・オプションを付与する事例が増えている³¹⁾。権利行使価格が1円のストック・オプションは被付与者が株式を取得するために負担する金額は1円で資金負担がほぼ皆無である。また、権利行使価額が1円であり、権利行使期間までに倒産等がない限り確実に権利行使がされるものと考えることができる。被付与者にとってみれば、1円ストック・オプションのように権利行使が概ねされるストック・オプションは、権利行使をするか否かという選択肢としての「オプション」としての実態はない。権利行使期間が付与側の会社によって決められていることで権利行使の開始期間までと同じ時期までの譲渡制限付きの自己株式を交付された場合と1円ストック・オプションを付与された場合とでは、株式として売却できる時期に差異

は生じないことになる³²⁾。付与者である会社は、サービスの対価として1円ストック・オプションを付与しても自社株式を付与しても同額費用計上求められることになる（会計基準8号15項、26項）。税務上では、会社は、サービスの対価として自社株式を付与した場合はその期に損金算入がなされることになり、会計上と税務上の間に一時差異が生じず、税効果会計が適用されることはない。一方、1円ストック・オプションを付与した場合は、権利行使時まで損金算入がされないことで、将来減算一時差異に該当し、繰延税金資産が計上され、繰延税金資産等調整額が利益として計上されることになる。税務上の損金算入時期が、自己株式交付と1円ストック・オプションで相違し、1円ストック・オプションにおいては一時差異が生じ、税効果会計が適用されることになっている。1円ストック・オプションにおいて、税務上の基準は、経済的実態面よりストック・オプションという金融商品上の形式に拠っている。

1円ストック・オプションを利用することで、自社株式の交付においては適用されない税効果会計が適用されることになり、サービスの対価として株式交付を支給した時に比べてストック・オプションを付与した時は、実効税率を40%とすると付与をした期の費用計上額を40%減らすことができ利益の額に差異が生じることになる。そして、操作可能な権利行使時の決算時期まで費用計上を繰り延べることも可能になる。

税効果会計が、企業会計上の利益（税引前当期純利益）と法人税等（住民税・事業税を含む利益に課せられる税金）を合理的に対応させるために行う調整手続きであり、その手続きにより当期純利益を収益力の指標にしよ

うとする (中村2005, p.151, p.259) ものであるにもかかわらず、サービスの対価として自社株式を交付した時には適用されない税効果会計が1円ストック・オプションにおいて適用されることで、付与をした期の費用計上額を減らすことができ利益の額に差異が生じることになり、費用計上時期を繰り延べることも可能になり「収益力の指標」が揺らぐことになる。これは、同様な金融商品に対する税務上の処理の相違により発生することであり、一義的には税務上の処理の問題ではあるが、税効果会計を適用することで、結果として、会計上の数値に影響を与えている。

V. おわりに

上記のとおり、現行の「Q&A」においては、税制非適格ストック・オプションのストック・オプションに係る費用について、付与時において将来減算一時差異に該当するとし税効果会計の対象とならしてしている。しかしながら、ストック・オプションの権利確定、権利行使において、税効果会計を適用するには多くの不確定要素があり、特に、権利確定後から権利行使されるまでの期間は多くの場合決算期で6年度にまたがり長く³³⁾、権利行使に抛り、税務上において損金算入されるか否かの予想はし難く、回収可能性の判断において困難さが生じている。したがって、税効果会計の適用にあたっては「期末に、将来の一定の事実の発生が見込めないこと」(報告第66号4-2)となる可能性が生じており、税制非適格ストック・オプションに税効果会計を適用することを再考すべきと考える。一方で、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上、その後、繰延税金資産が回収可能性の判断手

順に基づき回収可能性がないと判断された場合、評価性引当金を計上する会計処理も考えられ得る。しかしながら、前述のとおり損金算入されるか否かが不確定な状況においては、決算期ごとに評価性引当金を計上する必要性が生じ、業務が煩雑となり、やはり、税効果会計の適用は行うべきではないと考える。

退職金の代わりに多く付与されている1円ストック・オプションについては、会社側において株式交付をした場合と経済的実態に差異が生じないにも拘わらず、税務上の損金算入時期が相違することで税効果会計が適用され、費用計上の繰延がされ、税効果会計の目的である当期純利益を収益力の指標とすることにおける利益情報に整合性が消失する可能性が生じる。これらを踏まえ、ストック・オプションにおける税効果会計の適用について再考する必要がある³⁴⁾。

注

- 1) 平成18年(2006年)6月末においては、上場企業における導入企業は1,574社(上場企業の約41%)となったとの発表がされている(日興コーディアル証券・タワーズペリン東京支店2006, p.1)
- 2) また約90%のストック・オプション制度において従業員が付与対象となっている(三浦, 長山, 野間, 伊藤, 千葉 2006, p.7-8)。
- 3) 田中(2004, p.1,7,9,11)によると平成16年(2004年)8月末時点において日本の公開企業においてデータが揃っている1,722件をサンプリング対象とし分析をした結果、ストック・オプションが費用計上された場合、平成10年度(1998年度)から平成17年度(2005年度)通算において、権利確定日から権利行使満期日までの中間で権利行使がされたとした場合、当期純利益を連結決算ベースで1.2%(中央値)押し下げるとされている。費用計上額の中央値は1年度あたり1千6百万円である。

ストック・オプションに関する税効果会計

- また、当期純利益を連結決算ベースで3.45%（中央値）押し下げる年度もあり、その年度の費用計上額の中央値は3千6百万円である。また、竹口（2002, p.140-141）による、平成9年度（1997年度）から平成12年度（2000年度）にストック・オプションを導入した企業のうちデータが揃っている202社を対象にした調査では、自己株式方式とワラント方式のストック・オプションを上場企業、店頭公開企業ごとに集計をしている。その調査結果では、権利確定日から権利行使満期日までの中で権利行使がされたとした場合、当期純利益に与える影響は以下のとおりである。自己株式方式（上場企業：2.34%、店頭公開企業：6.51%）、ワラント方式（上場企業：4.79%、店頭公開企業：13.57%）。
- 4) 平成17年（2005年）12月の経済産業省「平成18年度税制改正について」において、ストック・オプション費用の損金算入等によるストック・オプション税制の整備の効果として、「ストック・オプション制度の拡充により、優秀な人材の確保を円滑化する」とされている（経済産業省 2005, p.11）。
 - 5) これは、平成11年（1999年）1月公表の「税効果会計に関するQ & A」と平成11年（1999年）5月公表の「中間財務諸表等における税効果会計の適用に関するQ & A」を統合したものに連結財務諸表における税効果会計の取扱いを加え、新たに公表されたもの。
 - 6) 三上、坂本（2006, p.33-34）に拠れば、法人課税上の「別段の定め」がない限り、損金算入は公正処理基準（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準）に拠るものであり、ストック・オプションの損金算入は、会計基準上付与日から権利確定日までの期間費用計上されることになったので、「別段の定め」がないと会計基準と同様に処理されることとなる。しかし、所得税上の課税時期が権利行使時等まで繰り延べられるので、損金算入を仮に会計基準と同様にすると、損金算入が先行することになるので、法人の損金算入時期を繰り延べる「別段の定め」として「新株予約権を対価とする費用等」が置かれたとしている。
 - 7) 給与所得等とは、給与所得、事業所得、退職所得および雑所得である（法人税法施行令111条の2①）。
 - 8) 法人税制上損金算入がされる金額は、ストック・オプションを行使したものが、行使時の株式の時価と払込金額との差額に課される所得税法上の課税額とは一致しないこととなる（財務省大臣官房文書課2006, p.348）。
 - 9) 会計基準8号3項によれば、同基準の適用範囲は、(1)企業がその従業員等に対しストック・オプションを付与する取引(2)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引であって、(1)以外のもの(3)企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社の株式を交付する取引。なお(2)又は(3)に該当する取引であっても、企業結合に係る会計基準等他の会計基準の範囲に含まれる取引については、本会計基準は適用されないとされている。
 - 10) 公正な評価単価の算定技法として、ブラック・ショールズ式等が考えられるとされている（会計基準48項）。また、未公開企業については、ストック・オプションの算定時点における、ストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額による本源の価値を認めるとしている（会計基準8号63項）
 - 11) 対象勤務期間は付与日から権利確定日までの期間であり、権利確定日は次のように判定する。権利確定条件が付されている場合には、勤務条件を満たし権利が確定する日。勤務条件は明示されていないが、権利行使期間の開始日が明示されているなど実質的に勤務条件が付されているとみなす場合は勤務条件を満たした日が権利確定日。条件の達成に要する期間が固定的でない権利確定条件が付されている場合は権利確定日として合理的に予測される日が権利確定日（適用指針11号 17.51項）。なお、権利確定条件が付されていない場合（すなわち、付与日にすでに権利が確定している場合）には、対象勤務期間がなく、付与日に同時に費用計上をする（適用指針11号18項）。また、条件の達成に要する期間が固定的でない権利確定条件として株価条件が付されている等、権利確定

- 日を合理的に予測することが困難なため、予測を行わないときには、対象勤務期間はないものとみなし、付与日に一時に費用計上する(適用指針11号18,56項)
- 12) 新株予約権には「経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務」がないので負債ではなく純資産の部に表示されるものの、株主資本とは区別される(会計基準 8号41項)
- 13) 脚注 12) のとおり、新株予約権は負債ではない純資産に位置づけられおり、この権利不行使による失効の仕訳について、「損益計算の観点からすれば、これは新株予約権を従来通り負債と扱っているのと同じである」との指摘が野口(2006, p.63)によりなされている。
- 14) 会計上の処理に対応するストック・オプションの税務上の処理については財務省の広報活動の一環として大臣官房総務課編集のもと財団法人大蔵財務協会より発行されている『ファイナンス別冊平成18年税制改正の解説』において財務省主税局税制第三課より「(参考) 新株予約権の会計・税務処理」が記載をされている(財務省大臣官房文書課2006, p.349)。
- 15) 齋藤(1999, p.220)に拠れば、「連結財務諸表原則」「税効果会計基準」において税効果会計の基本的処理プロセスが示しているが、「税効果の認識対象となる一時差異等の範囲については言及していない」とされている。
- 16) 繰延税金資産の回収可能性の判断において監査上留意すべき事項として、繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の基本的な考え方、繰延税金資産の回収可能性に関する手順、スケジューリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針、タックスプランニングの実現可能性に関する判断指針、重要性の乏しい連結子会社等における繰延税金資産の回収可能性の判断指針が示されている。
- 17) この公表により、平成11年(1999年)公表の「税効果会計に関するQ&A」等が廃止された。
- 18) 全分的配分方法とは、一時差異等のすべてに対して税効果会計を適用しなければならないとするものであり、部分的配分方法とは、一部の一時差異等を税効果会計の対象から除外するものであるとされている。そして、除外するものとして、反復的差異(長期的に繰り返し反復的に生じる差異)があり、さらに反復的差異だけでなく、長期的に解消しないと予測される差異等があるとされている(新日本監査法人2002, p.13)。
- 19) 衣川(2007, p.117-118)は、非減価償却資産である土地への税効果会計について、売却見込年度が確定していない場合すなわち税務上の損金算入年度が確定しない例を出し、その場合、将来減算一時差異とは認識せず、永久差異に準ずる長期的差異と解釈される可能性が高いとしている。また、売却見込年度すなわち税務上の損金算入年度が確定していない場合についての、税効果会計の明確な基準と指針は存在しないと述べている。
- 20) スtock・オプションが失効しても一時差異は解消されることになるが、その場合は損金算入がなされず(法人税法第54条の3)、「将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少」させることにはならず、失効が見込まれるときは、繰延税金資産の回収可能性はなく資産計上は容認されないことになる。
- 21) 権利不確定による失効数の見積もりは、「最善の見積もり」を行うことが原則であり、「十分な信頼性をもってストック・オプションの失効数を見積もることができない場合には見積もりを行うべきではない」とされ、「見積もりを行った場合には、その見積もり方法を注記」するようにと定めている(会計基準 8号, 52項)。
- 22) 費用の「認識」について、中村(2005, p.72)は「企業会計においては、財貨または役務の消費という事実にもとづいて、その対価の支払の有無にかかわらず、消費された部分を費用として認識するのである」としている。金額の決定は「測定」としている。したがって、権利確定前のストック・オプションも、役務の消費という事実が生じており、失効の見積もりが生じることで金額は決定してはいないが、失効の「最善の見積もり」を反映して費用を認識し計上しなければならないと考える。また、鳥村(1991, p.319)に拠れば、賞与引

ストック・オプションに関する税効果会計

- 当金や退職給与引当金にともなう費用計上について、当該賞与や退職金は支払時点まで金額が確定していないが、労働用役の費消事実は生じており、発生・未確定の費用とみるのが現実的であるとされている。権利確定条件のあるストック・オプションの場合、ストック・オプションの付与はすでにされているが、権利確定時まで金額が確定しておらず、権利確定時が実質的な労働サービスに対する価額確定時点となると考える。したがって、権利確定前のストック・オプションも、賞与引当金や退職給与引当金にともなう費用計上と同様に金額が確定はしていないが労働用役の費消は現実に生じており、費用計上することは相当であると考ええる。
- 23) 役務提供完了時すなわち権利確定時が、税務上、原則としての損金算入時とされている（財務省大臣官房文書課2006, p.344）
- 24) 権利確定後の失効では株式報酬費用に対応する金額が新株予約権戻入益として計上され、その収益の額は、税務上株式報酬費用が損金の額に算入されていないので、益金不算入となる（法人税法第54条の3）。
- 25) 米国会計基準では、付与時の公正価値を用いるとしている（FASB123R, par.B219）。
- 26) 田中（2004, p.13）の調査によると、平成16年（2004年）9月現在において、それまでに付与された商法上のストック・オプションより、権利行使期間を終えた分等を除いた1,842件のうち、平成15年（2003年）9月から平成16年（2004年）9月に権利行使期間が該当するものは1,576件あり、その期間中の4半期毎に「イン・ザ・マネー」の状態にあるものは以下のとおり。平成16年（2004年）9月末55.2%、平成16年（2004年）6月末60.1%、平成16年（2004年）3月末52.3%、平成15年（2003年）12月末38.8%、平成15年（2003年）9月末36.9%）。
- 27) 「連結原則」の「繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない（第四の七の3注解16の1）」とされており、ストック・オプションの税効果会計においても毎期末になんらかの回収の見込みの見直しが行われると考えられる。
- 28) 大和証券 SMBC によると、ストック・オプションが日本において導入された平成8年度（1996年度）から平成18年度（2006年度）の年度途中までの日本における導入企業数は1,998社であり、のべ件数は4,484件であり、権利行使期間の平均は4.98年である（大和証券 SMBC 2007, P1）。すなわち、年度途中より権利行使期間が始まるとすれば、権利行使可能期間は平均でおおよそ6年度にまたがることになる。
- 29) 田中（2004, p.8-9）の調査に拠ると、平成9年度（1997年度）から平成16年度（2004年度）の年度途中（2004年8月31日）までに発行されたストック・オプションの件数は3,142件である。そのうち各種データがそろっている1,722件をサンプリングし分析の結果、権利付与日から権利行使満期日までの期間の平均値は5.85年、中央値は5.00年であり、最大値は30年となっている。
- 30) 「Q&A」、「注解」、「実務指針」、「報告第66号」、「連結原則」において「長期」とは何年以上が該当するのかの規定はない。「報告第66号」の「5(2)将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱い」等において、合理的な見積りも可能期間とされる期間が5年とされている。
- 31) 平成19年（2007年）5月15日の読売新聞によれば、野村総合研究所が東証1・2部企業に行った調査に回答した256社の41%にあたる106社が平成18年（2006年）9月時点で役員退職金を廃止している。廃止にあわせて権利行使価格を1円とした株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する企業も多く、米人事コンサルティング会社タワーズペリンなどの調査によると、平成18年（2006年）6月までに「1円オプション」を導入した上場企業は前年より28社増えて92社となったと報じている
- 32) 被付与者にとっては、サービスの対価として1円ストック・オプションを付与された場合と自社株式を交付された場合とを比べると所得税の課税対象時期および課税対象金額に相違が生じる。自社株式を交付された場合は、サービスの対価すなわち交付された時点の株価が所得となるのに対し、

1 円ストック・オプションを付与された場合は、権利行使時に株価と 1 円の差額が所得税の課税対象額となる。

33) 脚注28) 参照。

34) 損金算入について、三上、坂本 (2006, p.35) より、「本来、役員等に対して報酬債権を付与した時点で、当該報酬相当額を損金算入できるはず」、また、原 (2006, p.51) より「ストック・オプションを役務提供の対価として損金性を認識したのであれば (略) 被付与者の役務の提供に係る費用の額は、その役務の提供を受けた事業年度の損金の額に算入すべき」との指摘がされている。財務省主税局税制第三課より、役務提供完了時に損金算入すると、損金算入が先行して課税の遅延になるとの主張がされているが (財務省大臣官房文書課 2006, p.348)、仮に三上、坂本や原の指摘のとおり、損金算入の時期については役務提供を受けた事業年度とすると、会計上の費用計上時と税務上の損金算入時期が同時期となり、将来減算一時差異は発生せず、税効果会計の処理の必要は生じない。税効果会計について、醍醐 (2004, p.11-12) より、繰延税金資産計上による税引前後の利益の矯正額より繰延税金資産に係る評価性引当金の変動による税引前後の利益の変化のほうが利益に対する影響が大きくなっており、「人為の所産といえる税効果 (一時差異) の発生を縮小・排除することこそ、繰延税金資産の回収可能性にまつわる問題を根本的に解決する途」との指摘がなされている。

参考文献

衣川修平 (2007) 「IV-1減損会計に関わる税効果会計」『齋藤真哉編著 減損会計の税務論点』中央経済社, 115-123頁。
企業会計基準委員会 (2005) 『企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」』。
企業会計基準委員会 (2005) 『企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」』。
企業会計基準委員会 (2005) 『企業会計基準第5号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」』。

企業会計審議会 (1997) 『連結財務諸表原則』。

企業会計審議会 (1998) 『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』。

企業会計審議会 (1998) 『税効果会計に係る会計基準注解』。

経済産業省 (2005) 『平成18年度税制改正について』
<http://www.meti.go.jp/press/20051215012/3-zeiseikaisei-set.pdf> 経済産業省。

齋藤真哉 (1999) 『税効果会計論』森山書店。

齋藤真哉 (2003) 「退職給与引当金の廃止が及ぼす問題点—長期的差異の増大と配分範囲」『企業会計』55(2), 32-37頁。

財務省大臣官房文書課 (2006) 『ファイナンス別冊 平成18年度税制改正の解説』大蔵財務協会。

畠村剛雄 (1991) 『体系財務会計論』中央経済社。

新日本監査法人 (2002) 『税効果会計の実務』中央経済社。

大和証券 SMBC (2007) 『2007年 3 月31日現在ストック・オプション導入会社の年度別推移、規模別割合、権利行使期間とアップ率の分布等』
<http://www.daiwasmbc.co.jp/pdf/sop1.pdf> 大和証券 SMBC。

醍醐聰 (2004) 「税効果会計と確定決算主義」『会計』166(6), 1-13頁。

竹口圭輔 (2002) 「わが国におけるストック・オプションの潜在的コスト」『会計』161(3), 131-144頁。

田中一嘉 (2004) 『サマリー版 スtock・オプションの現状～費用計上の影響は?～』大和総研。

通商産業省産業政策局産業資金課 (1997) 『新規事業法とストック・オプション』商事法務研究会。

中田信正 (1999) 『税効果会計詳解—基準形成と計算構造』中央経済社。

中村忠 (2005) 『新稿現代会計学 [九訂版]』白桃書房。

日興コーディアル証券・タワーズベリン東京支店 (2006) 『ストック・オプション導入概況 (速報)』
<http://www.nikko.co.jp/news/2006/pdf/060627.pdf>。

日本公認会計士協会 (1998) 『個別財務諸表におけ

ストック・オプションに関する税効果会計

- る税効果会計に関する実務指針』。
- 日本公認会計士協会（1999）『監査委員会報告第66号繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』。
- 日本公認会計士協会（2007）『税効果会計に関するQ&A』。
- 野口晃弘（2006）「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』58(9), 62-67頁。
- 原省三（2006）「法人税法と商法，企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」『税務大学校論叢』51, 449-507頁。
- 三上二郎・坂本英之（2006）「役員報酬，ストック・オプション」『商事法務』1776, 28-37頁。
- 三浦良造・長山いづみ・野間幹晴・伊藤正晴・千葉義夫（2006）「ストック・オプションの価値評価と会計基準」<http://www.ics.hit-u.ac.jp/jp/fs/>
- 20060301_stockoptionresearch.pdf 一橋大学大学院企業戦略研究科ワーキングペーパー。
- FASB（1992）*SFAS No.109 Accounting for Income Taxes*.
- FASB（2004）*SFAS No.123 (revised 2004) Share-Based Payment*.
- IASB（2004）*Basis for Conclusions on IFRS 2 Share-based Payment*.
- IASB（2004）*IFRS 2 Share-based Payment*.
- Kieso, D. E., Weygandt, J.J., and Warfield, T. D. (2004) *Intermediate Accounting*, 11th ed. John Wiley and Sons, Inc.

（名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程）